

京労基発 0507 第 3 号
令和 3 年 5 月 7 日

関係機関・団体の長 殿

京都労働局労働基準部長



令和 2 年 職場における熱中症の発生状況（確定値）等について

職場における熱中症予防対策について、令和 3 年 3 月 9 日付け京労発基 0309 第 1 号「令和 3 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」をお送りしたところですが、今般、別添 1「令和 2 年 職場における熱中症の発生状況（確定値）」を取りまとめるとともに、日本産業規格 JIS Z 8504 が約 20 年ぶりに改正されたこと等を踏まえ、別添 2 のとおり、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱を一部改正しました。

つきましては、貴機関・団体におかれましても、会員事業場等に対し、周知を図っていただきますとともに、各事業場において熱中症予防の確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

職場における熱中症予防対策（京都労働局ホームページ）

https://jsite.mhlw.go.jp/kyotoroudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourai_seido/120676_00005.html



担当部署	京都労働局 労働基準部 健康安全課
担当官	地方労働衛生専門官 黒川仁晴
連絡先	TEL075-241-3216 FAX075-241-3219